



国際会計教育基準審議会 (IAESB) 2017年4月 ニューヨーク会議報告

1 はじめに

国際会計教育基準審議会 (IAESB: International Accounting Education Standards Board) は、国際会計士連盟 (IFAC) の中に設置された、国際教育基準 (IES: International Education Standards) を審議・議決する機関である。現在、IAESBのメンバーは、パブリック及び非実務家メンバー11名並びに実務家メンバー7名の計18名で構成されている。各ボードメンバーはテクニカル・アドバイザー (TA) を参加させることができる。今回の会議は、ボードメンバー18名、TA14名が参加し、その他、公益監視委員会 (PIOB: Public Interest Oversight Board) 及び諮問助言グループ (CAG: Consultative Advisory Group) の代表者各1名の同席の下、2017年4月26日から28日まで、米国ニューヨークにて開催された。

日本からは、ボードメンバーとして早稲田大学商学学術院の川村義則教授、TAとして筆者が参加した。以下、会議の概要を報告する。

2 IAESBの2017年から2021年までの戦略及び2017年から2018年までの作業計画 (確定)

2016年11月の前回会議で審議された、IAESBの2017年から2021年までの戦略及び2017年から2018年までの作業計画について、その後、PIOBからの最終コメントが反映され、また、細かな体裁の確認の後、それぞれ確定したことが報告された。前回会議で審議された内容と実質的な変更はなかったものの、2017年から2018年までの作業計画上の基準設定活動において、金融機関に特有の教育ニーズの検討がテーマとして設定された。

金融機関が経済に占める重要性が高まり、会計及び規制上の要求事項が増加している環境に対応し、IAESBは関連するステークホルダーとの対話を開始し、金融機関の勤務者又は監査側の業務執行社員に対してどのような影響があるかを調査することを予定している。ここでステークホルダーとは、金融安定理事会 (FSB: Financial Stability Board) やバーゼル銀行監督委員会 (BCBS: Basel Committee on Banking Supervision) といった規制当局を含む、より広範なものになると予想

される。今後、この対話・調査に着手し、2018年中に、将来の行動案の一次評価を行うことが計画されている。なお、IAESBの2017年から2021年の戦略及び2017年から2018年の行動計画については、IAESBのウェブサイト¹上で最終版が公開されている。

3 IES第7号「継続的専門能力開発」の改訂

<背景>

IES第7号は継続的専門能力開発(CPD: Continuing Professional Development)について規定しており、2014年1月より発効している。IAESBは、より公益に資するための基準改訂を継続的に検討していた。アウトリーチの結果を踏まえ、前回会議では以下が論点として取り上げられ、その後、検討することとされていた。

- (1) CPD活動の明確化: IES第7号上のCPD活動の定義が網羅的ではなく、利用者にとって理解が困難で運用上支障があること、とりわけ、学習成果アプローチを適切に運用するためには規定が不明瞭である点が指摘されていた。
- (2) CPDフレームワーク: IES第7号には、IFAC加盟団体に対する、CPDの提供、効果測定及びモニタリングに関する要求事項が規定されている。また、IFAC加盟団体はその会員にCPDを義務付けることを要求されている。しかし、IES第7号及び関連する適用指針は、職業会計士及びIFAC加盟団体に対して、CPDプログラムを適用し改善していくためのCPDフレームワークを提供していないことが問題点として指摘されていた。

他の職業団体のCPD制度等も調査した結果、①ニーズ分析(計画)、②

行動/活動、③評価、④見直しといったサイクル/プロセスを規定している場合が多いことが報告されていた。

- (3) CPDの測定アプローチの原則と要求事項: IES第7号は、IFAC加盟団体がCPD活動を測定する際に、3つのアプローチからいずれかを選択することを認めていたが、それぞれ、以下のような指摘がなされていた。

- ① インプットベース・アプローチ: 3つのアプローチのうち、最もよく理解され実務上も多用されている。ただし、一部のステークホルダーからは、公益の観点から、インプットベース・アプローチのみで不十分ではないかという疑問が呈されていた。

- ② アウトプットベース・アプローチ: このアプローチを正しく適用するためには何が必要であるのかが十分に理解されておらず、インプットベース・アプローチからの転換を妨げる一因となっている。また、学習成果を証明するために、その全ての場合において、証拠を入手する必要があるか否かが明確にされていなかった。

- ③ 組合せ(combination)アプローチ: 十分に理解されておらず、混乱を招きかねないとの指摘があった。各加盟団体によって組合せアプローチの定義にばらつきがあり、また、基準書上の組合せアプローチの例示が、公益の観点から、意義のあるほどに他から区別されているか、不明確であった。

上記に加え、IES第7号において、公益の観点から、どのアプローチが最も望ましいかを特定すべきではないかとの問題提起がされていた。

- (4) 従来、IFAC加盟団体に宛てて規定されていたIES第7号の要求事項を、会計士個人に対する責任としても規定

すべきでないかという点が議論されていた。

<今回の審議>

- (1) CPD活動の内容に関しては、新しい能力開発手法を含めることができるよう意識され、基準書上の記載の見直しが行われた。
- (2) CPDフレームワーク: 追加調査の結果、CPDプログラムとして、「自己評価」を導入するケースが増えているとのことであった。これにより、CPD活動を各人に合わせ、より弾力的に運用することが可能となるため、CPD活動のプロセス全体を通して、自己評価のステップを反映させることが重要視されていると報告された。また、アウトプットベース・アプローチ採用の成功事例を有する複数の加盟団体においても、自己評価、計画、行動及び見直しを含む同様のCPDフレームワークを採用しており、アウトプットベース・アプローチの実効性を高める上でも有用であることが報告された。審議の結果、CPD活動の一連の流れをフレームワークとして記載することでCPDの実効性を高めることが期待されることから、公開草案の後段に、説明資料として、自己評価、計画・実施、評価・反映といったサイクルが記載されることになった。
- (3) 測定アプローチについては、各アプローチの実効性や実務上の課題等が議論された結果、最終的には、アウトプットベース・アプローチ、インプットベース・アプローチ、又はその併用という記載となり、組合せアプローチという名称はなくなった。また、要求事項に記載されていた、インプットベース・アプローチに関する「3年間で最低120単位(現行IES第7号第15項(a))、年間で最低20単位(同項(b))」、及び説明資料に言及されていた「定期的な(最低5

年に1度)CPD制度のモニタリング」(A25項)は、今回の見直しにより基準書の要求事項からも説明資料からも削除された。これらの見直しは、原則主義による基準の設定及びシンプルで整合的な文言記載を志向した結果であると考えられる。なお、インプットベース・アプローチに関する上述の「3年間で最低120単位」等の数値基準は、今後、適用指針として残すべきか検討される予定である。

- (4) 当基準書はIFAC加盟団体向けであると同時に、個々の職業会計士向けにも記載されるべきか否かという点については、他の全てのIESにも関連するため、より広範な議論が必要であるとの結論に達した。そのため、各基準書間の整合性を確認しつつ、ドラフト・ワーキング・グループと継続的に検討していくこととされた。

以上の審議の結果、改訂IES第7号の公開草案が起草され、2017年6月5日にIAESBのウェブサイト²上で、その補足資料とともに公開された。9月5日までパブリック・コメントを受け付けている。

4 職業専門家としての懐疑心

<背景>

職業専門家としての懐疑心(PS: Professional Skepticism)が発揮されることを促進するための方策が、国際監査・保証基準審議会(IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board)、国際会計士倫理基準審議会(IESBA: International Ethics Standards Board for Accountants)及びIAESBの3基準設定主体の代表から構成される「職業専門家としての懐疑心作業部会」(PSWG: PS Working Group)において継続的

に検討されている。

また、IAESB内のタスクフォースが文献レビューを行い、次の①から③の調査等を試みた。

- ① PSを発揮する職業会計士の能力に影響を与える個人及びチームのスキル、能力、行動の特定
- ② 会計教育プログラムやCPEによって、上記①で特定された事項を開発することは可能なのか、また、その場合はいかに開発するのかに係る検討
- ③ IAESB内のステークホルダー・エンゲージメント及びコミュニケーション・タスクフォースとの協同によりPSを発揮する能力を開発・増強するためのアプローチや教材例の調査・入手

<今回の審議>

前回会議以降の各基準設定主体による検討状況が報告され、引き続き、PSWGとの協調を継続していくことが確認された。

実施した文献レビューの結果も報告された。その後、フォローアップのための追加ヒアリングを実施し、また、IAESB内のタスクフォースによる審議の過程で、職業的専門家としての判断を行う(PSを発揮する)際に、ヒューリスティクス(heuristics)³の果たす役割を十分に理解する必要があるという論点が提起された。

審議の結果、引き続き、文献レビューを継続し、抽出された課題についてはステークホルダーの意見も取り入れながらフォローアップしていくことが合意された。

5 情報通信技術(ICT: Information Communication & Technology)

<背景>

財務報告に関連する周辺のIT技術の変化が、職業会計士が業務上必要とするICTスキルに影響を及ぼしている。

IAESB内に新たにICTタスクフォースが立ち上がり、主要な検討領域の絞り込み、検討の目的、ステークホルダー・アウトリーチなど、どのような情報源を活用すべきか、及び今後の時間軸について検討が進められていた。

<今回の審議>

現行のIES各号に含まれるICTに関連する規定及び記述が現時点で目的に適合しているかどうかを検討の出発点となり得ることから、それらを棚卸ししたリストが報告された。今後の主な検討領域として、次の①から⑤が挙げられた。

- ① 扱う情報データ量が増大する中、正しい判断を行うためのビジネス上の洞察力の発揮
- ② PS、知的好奇心及び批判的検討などを発揮する行動能力
- ③ 変化するデジタル・テクノロジーに対する理解
- ④ データの統合及び分析
- ⑤ コミュニケーション

これらの検討領域について、引き続き、2018年にかけて調査・検討を行うとともに、定期的にIAESBへ経過報告することを含め、今後の活動内容が提案どおり承認された。

6 適用支援資料のメンテナンス

<背景>

IAESBは、IES各号の基準設定が一段落し、今後は、各IESの実務上の適用を支援するための資料等を開発して提供することにより、IESの適切な運用、適用をサポートしていくことが必要であるとの認識の下、IAESB内にタスクフォースを立ち上げ、具体的な検討に着手していた。また、IAESB内に適用支援アドバイザリー・グループ(ISAG: Implementation Support Advisory Group)を

設け、検討状況のモニタリング機能を持たせることも合意されていた。

<今回の審議>

ISAGの活動範囲の整理をしたこと、また、現時点で存在する適用支援資料の棚卸し結果が報告された。その上で、今後、どの項目から優先的にメンテナンスしていくべきかの施策案が提示され、議論された。審議の結果、施策案は承認され、今後はスピード感を持って迅速に取り組むことが重要であるとの意見が述べられた。また、この取組みは既存の適用支援資料の改良のみならず、必要に応じて新たな適用支援資料の作成にも取り組むべきであるという意見も述べられた。

7 ステークホルダー・エンゲージメント及びコミュニケーション

<背景>

IAESBのステークホルダーとのコミュニケーションを促進し、IAESBに対する期待や環境の理解を高めていくことを目的としてタスクフォースが立ち上げられ、施策の実施に取り組んでいた。

<今回の審議>

今回は、施策のうち、現在、具体的に検討しているものについて、状況が報告された。第一に、「パーソナル・パースペクティブ(個人の視点)」シリーズの記事の発行である。ボードメンバー、TA等が個人の視点からIAESBやIESに関する記事をレター形式で発行するという案で、実際に想定される数ページの写真つきドラフトも提示された。第二に、IAESBの基準設定の基本アプローチ及びそのプロセスの理解を深めてもらうための説明資料、第三に、広報を担う「IAESBアンバサダー(大使)」の選定が提案され、審

議の結果、了承された。また、対象となるステークホルダー層の優先順位を踏まえて実施するべきであるとの意見も述べられた。

8 日本の会計教育及び会計士制度に関する報告

毎回、持ち回りで各国の会計教育事情及び会計士制度について報告し、意見交換を行う場が設けられている。これは、各メンバー間で各国事情を共有することによって、今後の幅広い審議の参考にするという趣旨で実施されているものである。

今回は、日本の現状と課題について、ボードメンバーである川村教授から、日本公認会計士協会の会員数動向(男女比を含む。)、公認会計士試験制度概要、合格率推移、実務経験、実務補習及びCPD(CPE義務達成率を含む。)などに関する報告がなされた。

質疑の中には、日本の会計士試験の合格率が低いことについて、IES第1号における、「参加への過剰な障壁を設けることなく、職業専門家会計教育プログラムの修了の合理的な見込みのある者のみに参加を認める職業専門家会計教育プログラムへの教育参加要件を定めなければならない」という規定との関係をどう理解したらよいかとの質問があった。それに対して、現在、公認会計士試験の受験資格には制限がなく、門戸は広く開かれており、日本の職業専門家会計教育プログラムに対する参加要件は過度に高くなく適切に運用されていることが説明された。

また、CPD活動の測定にアウトプットベース・アプローチを採用している場合(例えば、著書等の執筆や研修会の

講師等)の単位数はどのように測定されているのかについての質問があった。これに対して、日本のCPE制度上、細則が定められ(執筆4,000字で1単位、講義時間1時間で2単位等)、実際に運用されていることが紹介された。

その他、複数の質疑応答を通じて相互理解が深まったとともに、各国メンバーが日本の制度・実情に少なからず関心を抱いていることを改めて感じる機会となった。

9 今後の会議予定について

以下のとおり開催される予定である。

- ・タスクフォース 2017年6月 ニューヨーク(米国)
- ・審議会 2017年11月 メキシコシティ(メキシコ)

(IES検討専門委員会専門委員
高田慎司)

<注>

- 1 <http://www.ifac.org/publications-resources/iaesb-strategy-2017-2021-and-work-plan-2017-2018>
- 2 <http://www.ifac.org/publications-resources/proposed-international-education-standard-7-continuing-professional>
- 3 ヒューリスティクスとは、暗黙の経験則、経験知ともいわれ、いつも正解するとは限らないが、おおむね正解するという直感的な思考方法であり、理詰めで正しい解を求める方法と比較して、一般的に結論に至る時間が短いという特徴を有する。